

視聴覚教材等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）が管理する視聴覚教材等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(視聴覚教材等の定義)

第2条 この要綱において「視聴覚教材等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 映画フィルム及び映写機
- (2) 録画教材及び録画機器
- (3) 録音教材及び録音機
- (4) パーソナルコンピューター
- (5) その他、前各号に類するもので視聴覚教育に利用される資料及び機器

(貸出しの対象)

第3条 視聴覚教材等は、次の各号に掲げる機関又は団体に貸し出すものとする。

- (1) 官公署
- (2) 学校、公民館、図書館又は博物館
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他、視聴覚センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めた機関又は団体（以下「利用機関等」という。）

(貸出しの承認)

第4条 視聴覚教材等を利用しようとする利用機関等は、視聴覚教材等利用申込書（別記様式第1号）を所長に提出し、その承認を得なければならない。なお、館外での利用を希望する場合は、求めに応じて当該機関・団体等を証明するもの又は申請者本人の身分証明書を提示しなければならない。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 視聴覚教材等が営利のために利用されると認められるとき。
- (2) 視聴覚教材等が政治活動又は宗教活動に利用されると認められるとき。
- (3) 視聴覚教材等の管理が適切でないと認められるとき。
- (4) その他、貸出しすることが不相当と認められるとき。

(貸出期間及び数量)

第5条 視聴覚教材等の貸出期間は5日以内とし、貸出数量は3点以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この期間及び数量を超えて貸し出すことができる。

(使用の承認の取消し)

第6条 所長は、利用機関等が次の各号のいずれかに該当するときはその承認を取消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 承認を受けた目的外に視聴覚教材等を利用したとき。
- (3) 視聴覚教材等を他に転貸したとき。
- (4) 所長の許可なく視聴覚教材等を複製したとき。

(利用報告)

第7条 利用機関等は、視聴覚教材等を返還するときは、視聴覚教材等利用報告書（別記様式第2号）を所長に提出しなければならない。

(事故報告)

第8条 利用機関等は借り受けた視聴覚教材等を損傷し又は滅失したときは、ただちに所長に報告しなければならない。

(賠償)

第9条 利用機関等は、その責めに帰すべき理由により、視聴覚教材等を損傷し又は滅失したときは、所長の指示に従い、その負担において、これを補償し又は修理しなければならない。

(視聴覚教材等の操作)

第10条 貸出しを受けた視聴覚教材等のうち、16ミリフィルム及び16ミリ映写機は、「16ミリ映写操作技術認定証」を有する者でなければ、操作してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚教材等の利用に関し必要な事項は、別に所長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成23年1月1日から実施する。